

I . 調査の概要

I. 調査の概要

調査目的

本調査は本県における母子世帯及び父子世帯並びに寡婦、養育者世帯（以下:ひとり親世帯等という）の日ごろの生活状況やお悩み、御意見、御要望などをうかがい、県のひとり親家庭自立促進計画の策定に役立てるとともに、今後の県の福祉施策推進の参考にすることを目的とする。

調査設計

- ① 調査対象者 仙台市を除く県内の市町村に居住する、ひとり親世帯等に該当する世帯から無作為に抽出した計 3,126 世帯と、仙台市を含む震災遺児世帯 374 世帯の計 3,500 世帯。
- ② 調査方法 調査対象世帯に対して、郵送にて調査票を配布し、同封した返信用封筒にて返送依頼した。
- ③ 調査基準日 令和 5 年 12 月 1 日現在
- ④ 調査期間 令和 5 年 12 月 25 日（月）から令和 6 年 1 月 17 日（水）
- ⑤ 調査委託機関 株式会社東京商工リサーチ 東北支社

調査項目

- ① 本人および世帯の状況について
- ② 就労・経済の状況について
- ③ 養育費及び面会交流について【母子世帯、父子世帯】
- ④ 子どもの状況について【母子世帯、父子世帯、養育者世帯】
- ⑤ 福祉制度の利用状況
- ⑥ 悩みごとの状況
- ⑦ 自由意見

調査票の回収状況等

| | | A 送付件数 | B 返送件数 | C 非該当件数 | D(B-C)有効回収数 | E(D/A)有効回収率 |
|-------|----|--------|--------|---------|-------------|-------------|
| 母子世帯 | 一般 | 1382 | 386 | 19 | 367 | 26.6% |
| | 震災 | 101 | 28 | 0 | 28 | 27.7% |
| | 計 | 1483 | 414 | 19 | 395 | 26.6% |
| 父子世帯 | 一般 | 773 | 183 | 3 | 180 | 23.3% |
| | 震災 | 55 | 13 | 1 | 12 | 21.8% |
| | 計 | 828 | 196 | 4 | 192 | 23.2% |
| 寡婦世帯 | 一般 | 906 | 210 | 11 | 199 | 22.0% |
| | 震災 | 205 | 57 | 5 | 52 | 25.4% |
| | 計 | 1111 | 267 | 16 | 251 | 22.6% |
| 養育者世帯 | 一般 | 65 | 20 | 3 | 17 | 26.2% |
| | 震災 | 13 | 6 | 0 | 6 | 46.2% |
| | 計 | 78 | 26 | 3 | 23 | 29.5% |
| 合計 | 一般 | 3126 | 799 | 36 | 763 | 24.4% |
| | 震災 | 374 | 104 | 6 | 98 | 26.2% |
| | 計 | 3500 | 903 | 42 | 861 | 24.6% |

調査対象世帯の定義

調査基準日における次の世帯を調査対象とした。

ア 母子世帯

配偶者がいない女子と、その女子に扶養されている 19 歳以下の児童からなる世帯
(母子以外に他の同居者がある場合を含む。)

イ 父子世帯

配偶者がいない男子と、その男子に扶養されている 19 歳以下の児童からなる世帯
(父子以外に他の同居者がある場合を含む。)

ウ 寡婦世帯

かつて母子世帯(配偶者がいない女子と、その女子に扶養されている 19 歳以下の児童がいる世帯)で、扶養していたお子さんがすべて 20 歳以上になられた方からなる世帯

エ 養育者世帯

父母のいない児童(令和 5 年 12 月 1 日現在 19 歳以下)とその児童を現に扶養している養育者からなる世帯

(注) 「配偶者がいない」とは次の状態にあることをいう。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

- ① 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない。
- ② 配偶者と離別し、現に婚姻をしていない。
- ③ 事故等により配偶者の生死が 1 年以上明らかでない。
- ④ 家出、蒸発等により配偶者から引続き 1 年以上遺棄されている。
- ⑤ 配偶者が海外にいるため 1 年以上その扶養を受けることができない。
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている。
- ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている。
- ⑧ 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない。

調査結果の見方

- ・ 調査数 (n = number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。
- ・ 回答の構成比は百分率であらわし、少数点第 2 位を四捨五入して算出している。従って、回答比率の合計が 100%にならない場合がある。
- ・ 回答者が 2 つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると 100%を超える。
- ・ 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。
- ・ 特に注記のない統計数字及びグラフは本調査による。

【前回調査】**(1) 調査の名称** 平成 30 年度宮城県ひとり親世帯等実態調査**(2) 調査実施主体** 宮城県（協力機関：市町村）**(3) 調査設計**

① 調査対象者 仙台市を除く県内の市町村に居住する、ひとり親世帯等に該当する世帯から無作為に抽出した 3,066 世帯と、仙台市を含む震災遺児世帯 395 世帯の計 3,461 世帯。

(*）母子家庭：2,177 件、父子家庭：698 件、寡婦世帯：500 件、養育者世帯 86 件

② 調査方法 調査対象世帯に対して、郵送にて調査票を配布し、同封した返信用封筒にて返送依頼した。

③ 調査基準日 平成 30 年 11 月 1 日現在

④ 調査期間 平成 30 年 11 月 1 日（木）から平成 30 年 11 月 30 日（金）まで

(4) 調査票の回収状況等

| | | 送付件数 (A) | 返送件数 (B) | 非該当件数 (C) | 有効回収数 (D) B-C | 有効回収率 (E) D/A |
|-------|------|-------------|-------------|--------------|------------------|------------------|
| 母子世帯 | 一般 | 1,997 | 505 | 11 | 494 | 24.7% |
| | 震災遺児 | 180 | 69 | 0 | 69 | 38.3% |
| | 計 | 2,177 | 574 | 11 | 563 | 25.9% |
| 父子世帯 | 一般 | 589 | 184 | 10 | 174 | 29.5% |
| | 震災遺児 | 109 | 42 | 4 | 38 | 34.9% |
| | 計 | 698 | 226 | 14 | 212 | 30.4% |
| 寡婦世帯 | 一般 | 400 | 120 | 0 | 120 | 30.0% |
| | 震災遺児 | 100 | 34 | 0 | 34 | 34.0% |
| | 計 | 500 | 154 | 0 | 154 | 30.8% |
| 養育者世帯 | 一般 | 80 | 24 | 1 | 23 | 28.8% |
| | 震災遺児 | 6 | 3 | 0 | 3 | 50.0% |
| | 計 | 86 | 27 | 1 | 26 | 30.2% |
| 合計 | 一般 | 3,066 | 833 | 22 | 811 | 26.5% |
| | 震災遺児 | 395 | 148 | 4 | 144 | 36.5% |
| | 計 | 3,461 | 981 | 26 | 955 | 27.6% |